

# GLOBAL X

使用開始日 2025年9月24日

## 投資信託説明書(交付目論見書)

# グローバルX ゴールド ETF

追加型投信／内外／その他資産(商品)／ETF／インデックス型

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社(ファンドの運用の指図等を行ないます。)

**Global X Japan株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3174号

■受託会社(ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。)

**三井住友信託銀行株式会社**

■委託会社の照会先

ホームページ

<https://globalxetfs.co.jp/>

受付時間 営業日の午前9時から午後5時まで

**03-5656-5274**

■ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

| 商品分類    |        |                   |      |         | 属性区分                    |      |                 |       |                                                         |
|---------|--------|-------------------|------|---------|-------------------------|------|-----------------|-------|---------------------------------------------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 独立区分 | 補足分類    | 投資対象資産                  | 決算頻度 | 投資対象地域          | 為替ヘッジ | 対象インデックス                                                |
| 追加型     | 内外     | その他資産<br>(商品)     | ETF  | インデックス型 | その他資産<br>(上場投資信託証券(商品)) | 年2回  | グローバル<br>(日本含む) | なし    | その他<br>(Mirae Asset Gold Bullion ETF Index<br>(円換算ベース)) |

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ[ <https://www.toushin.or.jp/> ]をご参照下さい。

#### 〈委託会社の情報〉

|                              |                    |
|------------------------------|--------------------|
| 委 託 会 社 名                    | Global X Japan株式会社 |
| 設 立 年 月 日                    | 2019年9月2日          |
| 資 本 金                        | 25億円               |
| 運用する投資信託財産の<br>合 計 純 資 産 総 額 | 4976億75百万円         |
| (2025年6月末現在)                 |                    |

- 本文書により行なう「グローバルX ゴールド ETF」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2025年9月8日に関東財務局長に提出しており、2025年9月24日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)



## ファンドの目的

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「Mirae Asset Gold Bullion ETF Index」を円換算した値の変動率に一致させることを目的とします。

## ファンドの特色

1

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、「Mirae Asset Gold Bullion ETF Index」を円換算した値の変動率に一致させることを目的として、オーストラリア籍の上場投資信託に投資します。

- 主として、Global X Gold Bullion ETFの受益証券に投資します。
- Global X Gold Bullion ETFの組入比率は、原則として高位を維持します。
- Mirae Asset Gold Bullion ETF Indexとの連動性を高めるため、金先物取引等を利用する場合があります。このため、ETFの組入総額と金先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- 安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行ないません。
  - イ. 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
  - ロ. 信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的
  - ハ. 法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、信託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

### Mirae Asset Gold Bullion ETF Indexについて

- Mirae Asset Gold Bullion ETF Indexは、Mirae Asset Global Index Private Limitedが開発した、オーストラリア籍の上場投資信託(ETF)であるGlobal X Gold Bullion ETFの価格に連動する指数です。
  - Global X Gold Bullion ETFは、実質的に金を裏付け資産とし、金現物価格への連動をめざすETFです。
- ※当指数の原資産であるGlobal X Gold Bullion ETFはETFの取引状況等により、金現物価格との乖離が発生する可能性があります。そのため、当指数は金現物価格から乖離することがあります。詳細につきましては後述の「対象指数の動きに関する留意点」をご参照ください。

※「Mirae Asset Gold Bullion ETF Index(円換算ベース)」は、「Mirae Asset Gold Bullion ETF Index」をGlobal X Japanが円換算したものです。

※「Mirae Asset Gold Bullion ETF Index」を以下「対象指数」という場合があります。

# ファンドの目的・特色

## ●ファンドの仕組み

当ファンドはオーストラリア籍の上場投資信託であるGlobal X Gold Bullion ETFに投資するETFです。Global X Gold Bullion ETFは金現物へ投資を行ない、ロンドンの金市場の引け価格に基づき算出されるSolactive Gold Spot London Close Indexへの連動を目指すETFです。



### 【Global X Gold Bullion ETFの概要】

以下は、当ファンド目論見書作成時点の情報に基づくものであり、変更となる場合があります。

|        |                                        |
|--------|----------------------------------------|
| ファンド名称 | Global X Gold Bullion ETF              |
| 発行者    | Global X Management (AUS) Limited      |
| 対象指数   | Solactive Gold Spot London Close Index |
| 設定日    | 2024/4/29                              |
| 経費率    | 0.15%                                  |

## ●当ファンドとGlobal X Gold Bullion ETFの連動対象指数に関する留意点

Global X Gold Bullion ETFの連動対象指数であるSolactive Gold Spot London Close Indexはロンドン午後3時から午後3時5分にかけてのTWAP金価格に基づき算出されます。また、当ファンドの基準価額はGlobal X Gold Bullion ETFの上場市場であるオーストラリア(シドニー)における終値に基づき日々算出されます。そのため、シドニー午後3時(サマータイムの場合は午後2時)の金価格を実質的に反映している(※1)当ファンドの基準価額とSolactive Gold Spot London Close Indexの間には金の評価タイミングとしておよそ9時間から11時間の乖離が発生します。当該乖離の発生を防ぐため、当ファンドでは実質的にシドニー午後3時(サマータイムの場合は午後2時)の金価格を反映している(※2)Global X Gold Bullion ETFの終値に基づき算出されるMirae Asset Gold Bullion ETF Indexを円換算したものを連動対象指数としています。

※1 Global X Gold Bullion ETFの取引状況等により、Global X Gold Bullion ETFと金現物価格の間で乖離が発生する可能性があります。

※2 Global X Gold Bullion ETFの取引状況等により、Mirae Asset Gold Bullion ETF Indexと金現物価格の間で乖離が発生する可能性があります。詳細につきましては後述の「対象指数の動きに関する留意点」をご参照ください。



## 2 当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを有しています。

- 受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。
  - 売買単位は、10口単位です。
  - 取引方法は、原則として株式と同様です。
- 追加設定は、現金により行ないます。
  - 追加設定は3万口以上1口単位となります。
- 解約請求により換金を行なうことができます。
  - 受益権をもって株式と交換することはできません。
  - 換金は3万口以上1口単位となります。
- 収益分配金は、名義登録受益者に対して支払われます。
  - 名義登録受益者とは、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号または法人番号(個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあっては、氏名または名称および住所)が受託会社に登録されている者をいいます。

## 3 収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、運用管理費用(信託報酬)その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。決算日は毎年3月10日および9月10日です。

(注)第1計算期間は、2026年3月10日までとします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### 主な投資制限

- 株式という資産全体の投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

# 追加的記載事項

## ●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「Mirae Asset Gold Bullion ETF Index」を円換算した値の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- (a) 投資対象である上場投資信託証券の有価証券組入比率が指数構成銘柄と全く同一の比率とならない可能性があること
- (b) 当ファンドおよび投資対象である上場投資信託証券の運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
- (c) 資金の流出入のタイミングと当ファンドが投資対象である上場投資信託証券を売買するタイミング、当該上場投資信託証券が組入証券を売買するタイミングの不一致
- (d) 金先物取引と指数の動きの不一致(金先物取引を利用した場合)
- (e) 投資対象である上場投資信託証券の配当金や権利処理等によって当ファンドの信託財産に現金が発生すること

## ●対象指数の動きに関する留意点

対象指数は、金現物を裏付け資産とするGlobal X Gold Bullion ETFの価格に連動する指数です。

ただし、主として次の理由から、対象指数の動きが金現物価格と大きく乖離する場合があります。

- (a) 市場での気配提示が少ない状況で大きな成行注文が執行された場合
- (b) 市場の取引終了時刻にかけて取引がされず取引終了時刻から離れた時刻に約定した価格がETFの終値となってしまった場合
- (c) 取引時間中に約定がつかずその日の終値がない場合

## ●指数の著作権等について

Mirae Asset Global Index Private Limitedが提供するインデックスまたはその他の製品もしくはサービスの公表および管理に関して提供する情報は、証券、金融商品、製品もしくは取引戦略の売買または保証、スポンサーシップもしくは推薦と見なすべきではない。Mirae Asset Global Indexは、いかなる状況または側面においても、そのインデックスまたはインデックス値を使用することから得られる情報または結果の正確性、適時性、完全性または適切性について、明示的にも黙示的にも、主張、予測、保証または確約を行わない。Mirae Asset Global Indexは、インデックスが正しく計算されるよう最善の努力を払う。本インデックスまたはその中に含まれるデータに関する商品性または特定目的もしくは使用への適合性に関する明示または黙示の保証は一切行わず、また明示的にすべての保証を否認する。前記事項を制限することなく、Mirae Asset Global Indexは、いかなる場合にも、特別損害、懲罰的損害、間接損害または派生的損害(逸失利益を含む)について、当該損害の可能性について通知されていたとしても、一切責任を負わないものとする。



## 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

### 〈主な変動要因〉

|                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 金の価格変動<br>(価格変動リスク・<br>信用リスク) | <p>金および金先物取引の価格は、様々な要因(金の需給関係の変化、貿易動向、為替レート、政治的・経済的事由および政策、疾病、伝染病、技術発展等)に基づき変動します。基準価額は、金および金先物市場の変動の影響を受け、短期的または長期的に大きく下落し、投資元本を下回ることがあります。</p> <p>また、金先物の場合、上場市場が定める値幅制限などの規制・規則によって、不利な価格での契約の清算を迫られる可能性があります。金先物取引の価格には、保管費用や金利負担等のコストが織り込まれ、各限月ごとに価格が形成されます。このため、値段の低い期近の先物を値段の高い期先の先物に買換える場合、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性があります。</p> |
| 為替リスク                         | <p>外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。</p> <p>当ファンドにおいて、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため、基準価額は為替レートの変動の影響を直接受けます。</p>                                                            |
| カントリー・リスク                     | <p>投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。</p>                                                                                                                                                                                                                     |
| その他                           | <p>解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。</p>                                                                                                                                                                                                                              |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。  
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

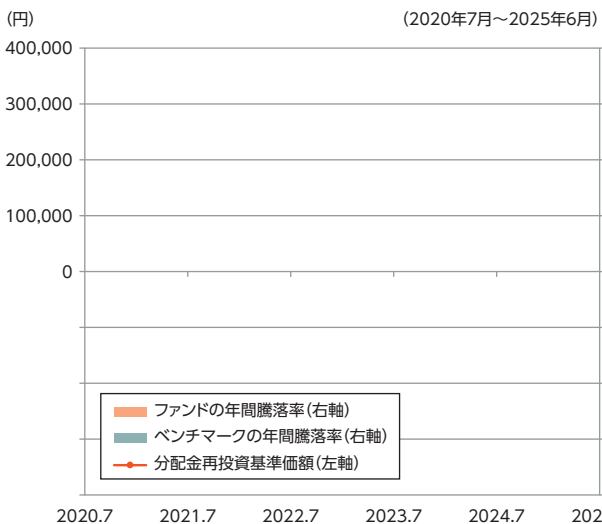
## リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク等管理規程に基づき、運用部門から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用部門へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

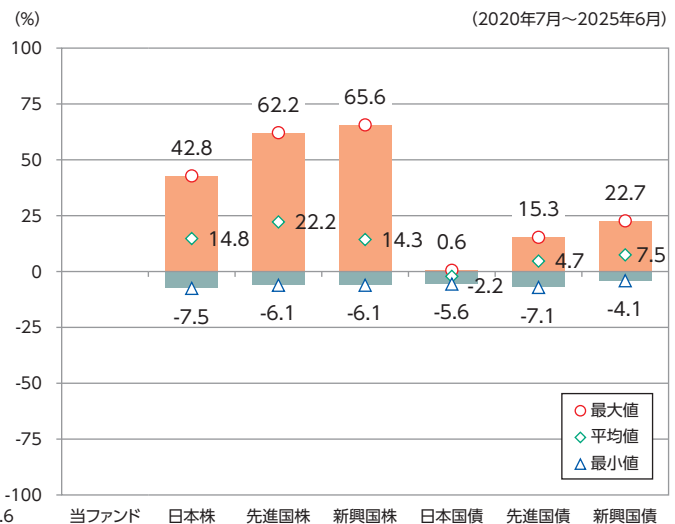
## 参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ① 年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ② 年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③ インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

### ※資産クラスについて

日本株：Morningstar日本株式指数(税引前配当込み、円ベース)  
 先進国株：Morningstar先進国株式指数(除く日本、税引前配当込み、円ベース)  
 新興国株：Morningstar新興国株式指数(税引前配当込み、円ベース)  
 日本国債：Morningstar日本国債指数(税引前利子込み、円ベース)  
 先進国債：Morningstarグローバル国債指数(除く日本、税引前利子込み、円ベース)  
 新興国債：Morningstar新興国ソブリン債指数(税引前利子込み、円ベース)

### ※指数について

当ファンドは、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc. が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、Global X Japan株式会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、MorningstarグループがGlobal X Japan株式会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、Global X Japan株式会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、Global X Japan株式会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

# 運用実績

## 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

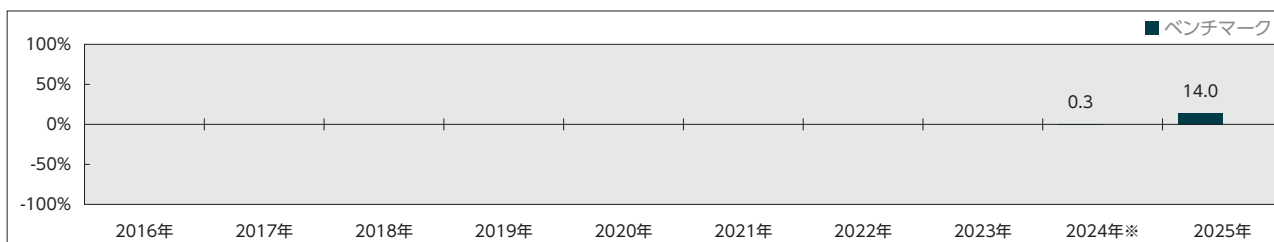
## 分配の推移

該当事項はありません。

## 主要な資産の状況

該当事項はありません。

## 年間収益率の推移



- ・上記は当ファンドのベンチマーク(Mirae Asset Gold Bullion ETF Index(円換算ベース))の騰落率です。
- ・2024年※はベンチマークの起算日(11月5日)から年末、2025年は6月30日までの騰落率を表しています。
- ・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



## お申込みメモ

|     |      |                            |
|-----|------|----------------------------|
| 購入時 | 購入単位 | 3万口以上1口単位                  |
|     | 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(100口当たり) |
|     | 購入方法 | 追加設定は現金により行ないます。           |
|     | 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。      |

|     |      |                                |
|-----|------|--------------------------------|
| 換金時 | 換金単位 | 3万口以上1口単位                      |
|     | 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額(100口当たり)     |
|     | 換金代金 | 換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いいたします。 |

|        |                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申込について | 申込受付中止日            | <p>〈購入申込みの受付けの停止〉</p> <p>※次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、購入申込みを受付けることがあります。</p> <p>1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)</p> <p>2. オーストラリア証券取引所の休業日と同じ日付の日</p> <p>3. 前1.および前2.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>〈換金申込みの受付けの停止〉</p> <p>※次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、換金申込みを受付けることがあります。</p> <p>1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)</p> <p>2. オーストラリア証券取引所の休業日と同じ日付の日</p> <p>3. 前1.および前2.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> |
|        | 申込締切時間             | 原則として、午後1時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)<br>なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|        | 購入の申込期間            | 2025年9月24日から2026年12月3日まで<br>(終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|        | 換金制限               | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|        | 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受付けの中止、取消しまたはその両方を行なうことができます。<br>また、委託会社が必要と認めるときは、購入の申込みの受付けの中止、取消しまたはその両方を行なうことができます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

# 

</



## ファンドの費用・税金

### 〈ファンドの費用〉

| 投資者が直接的に負担する費用                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                              |          |
|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|----------|
|                                    | 料率等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 費用の内容                                        |          |
| 購入時手数料                             | 販売会社が定めるものとします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。       |          |
| 信託財産留保額                            | ありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | —                                            |          |
| 換金時手数料                             | 販売会社が定めるものとします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 受益権の換金に関する事務等の対価です。                          |          |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                              |          |
|                                    | 料率等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 費用の内容                                        |          |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)                   | 毎日、次のイ.の額にロ.の額を加算して得た額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 運用管理費用は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。 |          |
|                                    | イ.信託財産の純資産総額に年率0.0275%(税抜0.025%)以内(提出日現在は、 <span style="color: red;">年率0.0275%(税抜0.025%)</span> )を乗じて得た額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                              |          |
|                                    | ロ.信託財産に属する有価証券の貸付けにかかる品貸料に55%(税抜50%)以内の率(提出日現在は、55%(税抜50%))を乗じて得た額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                              |          |
| 委託会社                               | 配分については、<br>下記参照                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作成等の対価です。  |          |
| 受託会社                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。                   |          |
|                                    | 〈運用管理費用の配分〉(今後、変更されることがあります。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                              | 委託会社     |
|                                    | イ.の額(税抜)*                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                              | 年率0.01%  |
|                                    | ロ.の額(ロ.の総額に対する比率で表示しています。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                              | 60%      |
|                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 受託会社                                         | 年率0.015% |
|                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 40%                                          |          |
| ※上記の運用管理費用の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                              |          |
| 投資対象とするETF                         | 年率0.15%程度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 投資対象ファンドにおける運用管理費用等です。                       |          |
| 実質的に負担する運用管理費用                     | <span style="color: red;">年率0.1775%(税込)程度</span>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                              |          |
| その他の費用・手数料                         | ●有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、監査報酬等を信託財産でご負担いただきます。<br>※売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。<br>●受益権の上場にかかる費用および対象指数の商標の使用料(商標使用料)ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担として信託財産から支払うことができます。<br>※提出日現在、商標使用料は信託財産の純資産総額に、年率0.02%以内を乗じて得た額となります。<br>※提出日現在、上場にかかる費用は以下となります。<br>・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%(税抜0.0075%)<br>・追加上場料:追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のもののからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%) |                                              |          |

※購入時手数料・換金時手数料について、くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### 〈税金〉

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期 | 項 目       | 税 金                                         |
|-----|-----------|---------------------------------------------|
| 売却時 | 所得税および地方税 | <b>譲渡所得として課税</b> (注) 売却時の差益(譲渡益)に対して20.315% |
| 解約時 | 所得税および地方税 | <b>譲渡所得として課税</b> (注) 解約時の差益(譲渡益)に対して20.315% |
| 分配時 | 所得税および地方税 | <b>配当所得として課税</b> (注) 収益分配金に対して20.315%       |

(注) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※NISA(少額投資非課税制度)をご利用の場合

NISA(少額投資非課税制度)は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2025年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。